

2月定例 Web 会議（2月20日）議事録

1. 新規会員自社紹介 日本ガイウスモビリティ㈱・・・・・・・・付紙 1
 - ・台湾のガイウスオートモーティブインク 100%出資の日本法人として、昨年5月に設立。
 - ・四輪普通自動車免許で運転可能な三輪 EV 車「ラピッド3」を日本で販売する予定であり特にラストワンマイル配送の改善に貢献したいと考えている。
 - ・EV 車両「ラピッド3」の性能と特徴
 - ラピッド3は、積載容量 1,000L、最大積載量 150kg であり、1回の充電で 180km の航続距離を持つ EV 車である。最高速度は 75km/h で、一般の自動車道での走行が可能であり、前部が 35 度傾くティルティング構造によって、二輪の機動性と四輪の安定性を兼ね備えている。日本での型式認定を現在申請中。
 - ・ラピッド3にはバックカメラや死角検知などの安全装置が標準装備されており、安全性を確保している。また、フリートマネジメントシステムにより、車両の位置情報やバッテリーの充電状況、整備履歴などを把握できる。車両の取り扱いの慣れのため、採用を検討する企業に対しては、安全運転研修の企画も検討する。
 - ・顧客事例では、DHL 台湾、Momo 台湾、FedEx 台湾、オーストラリア郵便局等で約 1000 台の導入実績がある。
 - ・荷台バリエーションの質問に対し、荷台は各種考えており、型式の範疇で顧客の要望に応えたい。冷蔵仕様も可能と回答。
2. 12月の事故状況・・・・・・・・付紙 2
 - ・事故状況は5社の状況を整理した。11月まで前年度平均以下で推移していたものの、12月は事故件数が倍増し、特に四輪車搭乗事故と相手が四輪車の事故が増加した。事故発生状況では交差点事故と直線道路での事故が増加し、特に直進時の出会い頭や追突が増えており、日祝日の事故が多く発生していた。また、18歳未満および18歳から20代の若年層、さらに勤務年数1年未満の従業員の事故増加が全体の件数増加に影響していると思われる。引き続き事故防止の注意をお願いした。
 - ・警視庁からの二輪車交通安全安情報を提供
 - 1月および2月に二輪車の死亡事故が継続して発生している。主な原因は速度であり注意を促した。なお、会員には本年度も死亡事故は発生していない。
3. 自転車の青切符化に向けた情報共有・・・・・・・・付紙 2
 - ・2026年4月1日から始まる自転車の青切符化（交通反則通告制度による取り締まり）に向け警察庁のウェブサイトにある「自動車ルールブック」「自転車の交通安全教育ガイドライン」、および「自転車ポータルサイト」の3件について情報を共有した。

4. 連絡調整事項 付紙 2

(1) 7年度の実績と8年度の予定（実技講習・競技会・会議）

- ・今年度の実技講習は11回実施し、参加人数は122名（うち会員20名）。
来年度は、4月からの自転車取り締まり踏まえて、早期に自転車講習会を開始したいと考える。
- ・安全運転競技会は、全国大会を9月5日（土）に、東京大会を10月21日（水）に実施予定。
- ・来年度の定例会議も会場とウェブ会議を交互に実施予定。
- ・総会は6月5日（金）に開催予定。

(2) 総括理事会（3月13日）について説明。

7年度の事業実績と8年度の事業計画を審議し、新規会員のご挨拶の機会があることを案内。

(3) 8年度の広報活動計画

2026年の自転車・電動モビリティ関連のイベントで、SDAとしてブースを設営し、広報資料の配布やSDAの概要・会員紹介スライドの放映、会員ロゴマークを掲載したポスターの掲示などを計画する。今後、会員の紹介スライドやロゴマークについて調整を進める。

5. 三塚顧問アドバイス

●自転車交通違反の現状と危険性帯有者について

2025年1月から9月までの暫定値として、自転車の飲酒運転による免許停止処分件数は全国で896人であり、2024年同時期の2人から大幅に増加している。

この処分は、道路交通法第103条第1項第8号に基づく「危険性帯有者」として行われている。

（道路交通法第103条第1項第8号）

「免許を受けたものが自動車等を運転することが一著しく道路における危険交通の危険を生じさせる恐れがある場合、公委員会がそのものの免許を取り消し、または6ヶ月を超えない範囲で免許の効力を停止することができる」

●自転車の飲酒運転による免許停止処分の地域別状況

2024年1月から9月までの間、免許停止処分を行った公安委員会は47都道府県中25都道府県であり、処分者数の多さでは大阪（340人）、東京（124人）、和歌山（73人）が上位である。

こうした処分は、免許を保有している者が自転車で危険な運転をした場合に適用される。

1	大阪	340人	2	東京	124人	3	和歌山	73人
4	奈良	66人	5	長野	61名	6	新潟	60人
7	京都	52人	8	青森	21人	9	兵庫	20人
10	茨城	17人	10	福岡	17人			

●新制度導入における警察の取り締まり方針

4月1日からの取り締まりについて、警察はまず指導警告を基本とするが、信号無視による急停止や一時不停止による歩行者との接触など、極めて危険で悪質な場合は1回で取り締まりの対象となると説明した。例えば、右側通行の指導に従わなかった場合は直ちに切符の対象となる。

●従業員に特に注意を促すべき五つの危険行為

特に飲酒運転、ながらスマホ、交差点での信号無視および一時不停止、右側通行、歩行者に対する妨害の五つは絶対に避けるべき行為として社員教育の徹底を要請した。

① 飲酒運転

社員の皆さんに言っていただきたいのは、夜飲み会から自宅に帰る時、その手段を必ず確認して、自宅から駅まで自転車で通勤した人には「絶対に自転車に乗るな、明日の朝は遅くなってもいいから徒歩で出勤してきなさい」等と指導してほしい。本人は罰金刑で身分に傷がつくので社員へは徹底してほしい。

また、特定小型原動機付自転車の電動キックボード、これは飲み会の二次会等への移動にタクシーがないので電動キックボードに乗っちゃう人が結構多く、去年は飲酒運転の取り締まりの件数が一番多かったので十分注意して欲しい。

② ながらスマホ

これは本人もそうだが、ご家族、息子さん、娘さん、高校生、中学生などいの方には必ず絶対ダメだという風に伝えて欲しい。

③ 交差点での信号無視・一時不停止。

特に信号機のない交差点、三叉路で大通りへ小道から出る場所は、事故が必ず発生する場所であり、必ず一時停止すること。

④ 右側走行

車両からは右側走行の自転車は本当に怖い。右側走行の自転車を引っかけると必ず自転車自身は怪我するので、絶対やめて欲しい。

⑤ 歩行者に対する妨害行為

歩行者保護の観点から、どんな時でも歩行者を保護して欲しい。自転車は歩道を通行できるが、歩行者がいる場合の原則は徐行または停止すること。

また、横断歩道を通行時、歩行者と一緒に通行する場合も含め横断歩道を横断している歩行者を横切るとは車と同じで妨害行為となる。横断歩道を歩行者と一緒に渡る際は、自転車から降りて歩行者として渡ることが基本である。

以上、5つのことで大怪我はしないと考えてるのでよろしくお願ひしたい。

なお、議事録としてまとめて掲載するので4月に向けてしっかり対応して欲しい。

6. その他

内海事務局長の2月退職と後任者の大迫氏から着任に向けての挨拶。

以上